

長野市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成25年2月28日

長野市監査委員	増山幸一
同	轟光昌
同	松木茂盛
同	高野正晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成22年度 包括外部監査 分

	指摘事項	平成23年度の措置状況	平成24年度措置状況	担当課
<p>V 市の契約に関する問題点（各論）</p> <p>3 2. 教育委員会 体育課</p> <p>(1) 長野県長野運動公園の管理等に関する業務委託の適切でない積算（報告書183ページ）</p>	<p>上記12月の「県営野球場 業務管理日誌」の業務内容に「サブトラ水飲み場水道水止め」がある。他の日にも同様に長野県営球場以外の長野運動公園内の施設の維持管理を行っていると思しき記述がある。</p> <p>ということは、本件の積算基礎になっている人件費に対応する人材が、契約相手方のシンコースポーツ㈱の長野県営球場以外の業務（長野市の長野運動公園に関する指定管理業務）に従事していることとなる。</p> <p>担当課においては、オフシーズンであっても丸一日人員1名を配置する積算が行われているが、上記内容等からも丸一日県営野球場の業務に従事しているとは認められない。反面、ハイシーズンにおいては担当課積算の人員数では業務が滞りなく遂行できるとも考え難く、結果として積算内容と実態が乖離していると考えられる。</p> <p>したがって、本件に関してどのようにシンコースポーツ㈱のスタッフが従事しているのか事実確認を行い、適正な積算を行うべきである。</p>	<p>平成23年度の年間の従事者数を検証したうえで、平成25年度の積算から実態に即した積算を行うよう改善を図る。</p>	<p>平成23年度に実施した年間の従事者数の検証結果を平成25年度の積算に反映し、改善した。</p>	<p>体育課</p>